

成東総合運動公園野球場照明器具等改修工事実施設計業務委託仕様書

1. 業務概要

- (1) 業 務 名：成東総合運動公園野球場照明器具等改修工事実施設計業務委託
- (2) 業務場所：山武市五木田 3241 番地 成東総合運動公園
- (3) 履行期間：契約日の翌日から令和 9 年 3 月 15 日まで
- (4) 業務目的

成東総合運動公園野球場照明器具等改修工事を令和 9 年度に予定しており、本業務は、その工事に係る設計積算業務を行うことを目的とする。

なお、詳細については、調査員と協議のうえ決定することとする。

2. 一般事項

(1) 総則

- ① この仕様書は、成東総合運動公園野球場照明器具等改修工事実施設計業務委託に適用する。
- ② 受注者は、高度な知識と経験を傾注し、誠意をもって設計積算にあたらなければならない。
- ③ 受注者は、設計積算において、関係法令、その他関係基準書、指針等を遵守し、綿密な設計積算を行うこと。
- ④ 受注者は、業務上知り得た山武市（以下「発注者」という。）の秘密を第三者に漏らしてはならない。発注者の検査を受け合格し、成果品を納入した後（以下「業務完了後」という。）においても同様とする。
- ⑤ 発注者は、成果品に契約内容に適合しないものがあるときは、受注者に対してその修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- ⑥ 受注者は、業務完了後においても、契約内容に適合しないものが発見された場合は、修補又は損害賠償を免れないものとする。
- ⑦ 受注者は、成果品又はその一部を発注者の許可なしに他のいかなる者に対しても公開、閲覧、複写、貸出又は譲渡してはならない。
- ⑧ 受注者は、業務完了後においても、本業務にて設計積算した工事（以下「入札工事」という。）の入札執行前（令和 9 年 4 月上旬）には積算単価等の見直しを行い、最新の積算単価に修正すること。
- ⑨ 本業務において、発注者が行うべき関係官公庁への手続に関して、発注者の代理人として一切の届出申請業務を行うこと。また、受注者が関係官公庁から交渉を受けたときは、速やかにその内容を調査員に報告し、必要な協議を行うこと。
- ⑩ 受注者は、業務完了後においても、入札工事の入札公告日以降に設計図書への質問があった場合には、発注者の指示する回答期限までに回答書等を作成すること。

- ⑪ 受注者は、業務完了後においても、設計図書に関する質問等が想定される各種検査（会計検査院による会計実地検査や山武市監査委員による工事監査等）に対し、発注者から出席等を求められた時は、真摯に対応すること。

(2) 設計積算基本方針

- ① 受注者は、対象施設の公共性及び社会性並びにバリアフリー等を考慮し、安全性、合理性、機能性、耐久性、経済性等を勘案、検討し、本業務を行うこと。
- ② 受注者は、本業務実施にあたり、発注者の意図及び目的を理解し、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。
- ③ 受注者は、材料や工法等の選定にあたり、特定の施工業者及び製造業者に偏ることのないように公正かつ適正な設計積算を行うこと。
- ④ 特殊材料、特殊工法その他特許等を伴う設計積算を計画する場合は、その理由や根拠を明確にし、速やかに発注者と協議のうえ承諾を得なければならない。
- ⑤ 使用する資材、材料等については、環境に係る基準及び規格並びに安全に係る基準及び規格（公共基準規格）を満たしているものとする。

3. 業務の内容

(1) 改修工事概要

照明器具の LED 化（野球場、テニスコート）

(2) 与条件の確認及び調査

- ① 受注者は、発注者より提示された計画の内容、利用方法等のヒアリング、目標とする整備水準、現地調査等の結果について、与条件、条件整理の考え方、整備方針等の資料及び調査員の説明により十分把握するものとする。
- ② 受注者は、上述により提示された資料に加え、対象施設の現地調査及び資料収集を十分に行い、位置、関連施設との取合い等の確認を行うとともに、発注者の定められた条件等と照合し、過不足がないか確認するものとする。

(3) 実施設計図の作成

- ① 受注者は、入札工事に必要な図面を設計図としてまとめるものとする。実施設計図は、施工に必要な平面図及び詳細図を作成することとし、必要に応じて主要詳細平面図やその他図面等により補足するものとする。
- ② 受注者は、工事を実施するにあたり、図面を補完するために必要な事項を工事特記仕様書として取りまとめるものとする。

(4) 工事費の算出

- ① 受注者は、入札工事に必要な工事費を算定すること。
- ② 使用する単価は、原則として最新の建設物価や積算資料等の刊行物を使用することとし、見積りにより単価等を設定する場合は、3 者以上の見積書の徴収を行うこととする。

ただし、諸事情により３者以上の見積もり徴収が困難な場合は、その理由を明確にし、速やかに発注者と協議のうえ対応すること。

- ③ 受注者は、原則として積算の工種内訳書及び明細書を作成し、それぞれの歩掛り及び明細根拠を明らかにすること。

(5) 設計積算協議

- ① 受注者は、業務の実施にあたり、適正かつ円滑に実施するため、調査員と常に連絡を取り合い、本業務の方針及び条件等の疑義を正すとともに、その内容について都度記録し、相互に確認するものとする。

なお、連絡や確認は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- ② 業務の着手時等、調査員と協議した時期において、調査員や施設関係者等と打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認するものとする。

4. 設計変更

本業務の仕様又は数量に変更が生じた場合には、必要に応じて設計の変更を行い、契約変更を行うものとする。この場合の契約金額の増減額の算定は、当初設計に基づく請負率による。ただし、現地の状況等により、施設規模等の多少の内容変更で、設計積算等に重大な影響のない軽微な変更については、契約金額の増減は行わない。

5. 成果品

成果品は、業務完了時において、次のものを提出する。

なお、提出物の詳細や部数等については、調査員と協議のうえ決定することとする。

- (1) 設計図書一式（図面、数量計算書、設計積算説明書等（千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドラインに関する様式 1－2 を含む））
- (2) 工事費内訳書一式（数量調書、見積書等）※積算根拠を明確に示すこと。
- (3) その他入札工事に必要な書類一式
- (4) CD 1 枚（上記(1)から(3)のデータを保存したもの。）
- (5) 二つ折り製本（A 3 縮小版 1 部）※表紙に受注件名、設計年度及び受注者名を記載。